

遺伝資源アクセスと利益配分に関する 新国際規制は継続審議へ

生物多様性条約第7回締約国会議(COP7)の議論から

はじめに

生物多様性条約の第7回締約国会議(COP7)が、2004年2月9-20日にクアラルンプール(マレーシア)で開催された。遺伝資源アクセスと利益配分(ABS)に関する国際的制度(International Regime、IR)のあり方が主要議題の1つとして議論され、IRの検討プロセス、性格、範囲、考慮すべき要素等を含む今後の検討条件(Terms of reference, TOR)合意された。このTORに従い、COP8(2006年)までに2回のABS特別作業部会(Ad hoc open-ended Working Group on ABS、ABS-WG)を開催することとなった。

これまでの経緯

ボン・ガイドラインの採択(2002年4月、ハーグ):第6回締約国会議(COP6)で、ABSに関する任意の基準としてボン・ガイドラインを採択(文献1参照)。

持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)(2002年8-9月、ヨハネスブルグ):遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分を促進、保護するためのIRについて交渉することを決定(WSSD実施計画パラグラフ44(o))。

IRのあり方に関する南北間の意見の相違が膠着化(2003年12月、モントリオール):2004年2月に開催予定のCOP7に向けて、IR等懸案事項の検討のためABS-WGを開催。IRについて先進国と途上国間において合意が得られず、双方の主張を併記しCOP7の場においてさらに議論を継続することとなった。(文献2参照)。

COP7の経過

COP7におけるABSの議論に日本から10名が参加した(脚注1参照)。初日のCOP7全体会合の後、2つの作業部会(WG-I、WG-II)に分かれ、ABSの議題はWG-II(議長:Mr. Desh Deepak Verma、インド)に委嘱された。WG-IIの下にABSコンタクト・グループ(Contact Group、CG)が設置されスイスとウガンダの代表を共同議長としてABSの実質的議論が行なわれた。CGの下にさらに少人数の議長補佐グループ(Friends of Chair、FC)を適宜召集し議論の膠着化を防いだ。日本はこれら全ての会議に参加した。

(脚注1参照):経済産業省生物化学産業課(長尾勝昭係長)、特許庁国際課(渡辺仁室長、高橋宣博課長補佐、柴田昌弘係長)、農水省先端産業技術研究課(新野孝男上席研究官、荒田耕士朗係長)、製品評価技術基盤機構(山田宗範技監)、JBA(筆者3名)。

CGの任務は、モントリオールのABS-WGから提出された多くの括弧つきのテキスト

を明確な TOR として成文化することであった。連日、深夜まで検討を行い 8 回の CG 会合の末、原則合意に達した。最終日の 2 月 20 日の夕刻に他分野の議論の収束を待って全体会合で COP7 決議として採択された。

特記事項

法的拘束力の是非の議論は先送りに。

合意された TOR では「IR は一連の原則、規範、意思決定手続きを有する法的手段から構成され、法的拘束力の要否についても検討する」とされた。法的拘束力の是非は WSSD 以来の最大の争点であり、容易に結論にいたる問題ではないとの認識が各国で共有されていたためか、議論の先送りは比較的早い段階で決着した。

我が国は IR の実効性と無差別性、アクセス促進の重要性を主張。

IR の議論を現実的なものとするため、わが国は実効性と無差別の原則、アクセス促進の重要性等を主張した。その結果、「the regime should be practicable, transparent and efficient, and avoid arbitrary treatment」の文言等、各所で我が国の趣旨はおおむね反映された。

派生物は IR の「範囲」外にするが ABS の「要素」として考慮。

数次にわたる議論の結果、遺伝資源の派生物は IR の「範囲」からははずすが「考慮すべき要素」の一つとして取扱うことで合意に達した。

COP8 までに ABS-WG を 2 回開催。

2 年後の 2006 年の COP8 までに 2 回開催することで合意した。タイとスペインでそれぞれ 1 回ずつ開催されることになった。

3. 今後の対応

IR の実質的内容となる可能性のあるシステムの作成を目指した具体的な動きが目立ってきた。下にその例を示す。

スイス政府による ABS マネージメント・ツールの開発プロジェクト

スイス政府は機関が ABS を実施するうえでの助けとするために、ボン・ガイドライン等を基礎としたマネージメント・ツールを開発中である。これを 2004 年 9 までに作成し 1 年かけてパイロット試験を行なう予定である。スイス政府はかねてより ABS の認証制度に関心を持っており、ABS マネージメント・ツールもその流れの中に位置づけられよう（表 1 参照）。

ベルギーによる微生物遺伝資源の ABS 行動規範の策定プロジェクト (MOSAICS)

ベルギーのカルチャーコレクション (BCCM) は世界の各地域の関係者をパートナーとして EU イニシアチブによる ABS 行動規範の策定を目指したプロジェクトを 4 月末に開始する。

「国際的原産国証明」へのアプローチ

国連大学高等研究所 (UNU/IAS) が「ABS、遺伝資源の追跡 (tracing)、原産国証明」のコンセプトの整理を目指した調査を推進中である。また、IUCN (国際的な環境 NGO)

もドイツ政府の援助により、同様の目的のプロジェクトを推進している。両者の合同ワークショップも企画中である。

JBA も上記 、 、 に大なり小なり関係しているが、今後とも外部と広く協力しながら、ABS のベスト・プラクティスを探索することを心がけたい。

参考文献

- 1 . バイオサイエンスとインダストリー, 炭田精造、安藤勝彦、谷 浩、Vol.60, No.6, 416-417 (2002)
- 2 . バイオサイエンスとインダストリー, 炭田精造、安藤勝彦、渡辺順子、Vol.62, No.3, 203-204 (2004)

表 1 . 遺伝資源アクセスと利益配分の実施のためのマネージメント・ツールの開発に関するスイスプロジェクトの概要

1 . 目的

機関が遺伝資源へのアクセスと利用を行なう上で助力となるマネージメント・ツールを、C B D の関連条項、特にボン・ガイドラインを踏まえて開発し試験すること。

2 . マネージメント・ツールの範囲

- 広範囲の機関が利用できるように設計する。例、企業、地域社会、原住民グループ、研究機関、生息域外コレクション等。
- 提供者と利用者が意思決定、交渉、実施、モニタリングで直面する課題に焦点をあてる。
- 生息域内および生息域外の遺伝資源を対象とする。
- C B D 以前に取得された遺伝材料および C B D 以後に取得された遺伝材料。
- 植物遺伝資源に関する F A O 国際条約(IT)の範囲内の遺伝材料は非対象。

3 . プロジェクトの構成

- 資金源：スイス国経済問題事務局 (seco)
- 実施者：International Institute for Sustainable Development および Stratos 社 (両機関とも在カナダ)
- 体制：主な作業はコア・プロジェクトチーム (実施者のスタッフおよび 2 名の外部専門家) が行う。先進国と途上国の各種分野の専門家が参加する諮問委員会の助言を受ける。主要文書のドラフトは公開しコメントを求める。発表済み資料は Website に掲載する。

4 . プロジェクトの基本原則。本マネージメント・ツールは：

- 遺伝資源の提供者と利用者に利用され、両者に便益を与える。
- 結果の適用や利用は拘束力を持たない (自発的なツール)。

- 法律・規制・政策上のアプローチと相互に補完しあう。
- もっとも低いレベルから適用すべきである。
- パイロット・プロジェクトによって試験する必要がある。
- 一機関を超えて適用する場合、あるいは公式の保証システムに使う場合は、さらに追加した手続き上の必要条件を満たさねばならない。
- 実際的であり容易に使えるものとするべきである。

5 . タイムスケジュール

第 1 段階 (2004 年 5 月まで) 基礎調査とマネージメント・ツール案の作成

第 2 段階 (2004 年 6-9 月) 重要な利害関係者とのコンサルテーション

第 3 段階 (2004 年 10 月-2005 年 9 月) パイロットテスト